

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

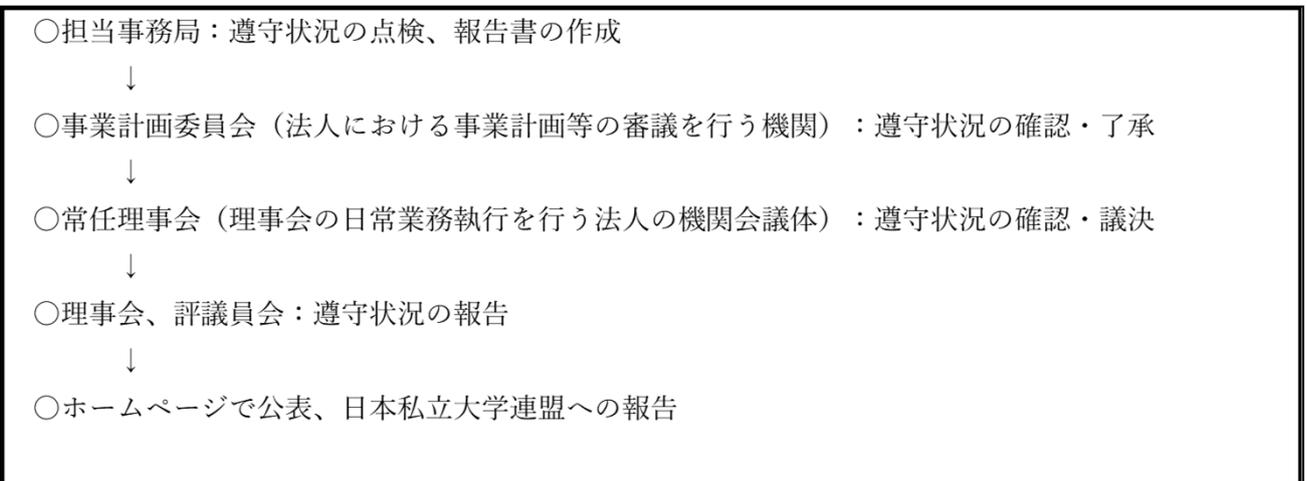
1. 法人名等

法人名	学校法人立命館
法人代表者	森島 朋三
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	075-813-8137

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則1-1の通り、自律性を確保している。

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>法人運営の中核となる中長期計画の策定にあたっては、教学・経営等に関する検討体制を設け、法人内外の多様な意見聴取の機会を設けて、リスク分析や財政面の担保等をふまえて、理事会において最終決定を行っている。また、計画の執行においては、具体的かつ測定可能な指標に基づく目標を設定し、機関会議等を通じて構成員へ共有したうえで、進捗状況等を毎年度発行する事業報告書にとりまとめ、法人内外に公表している。したがって、中長期計画の策定は機関会議において行い、各理事が所掌する業務範囲の執行管理者となり、各部門の事業執行を管理している。</p> <p>また、中長期計画に政策課題を実行するための組織開発やその担い手となる人材の育成に関する方針を盛り込み、全学的な委員会等における検討や年次の職員組織整備方針への反映などを通じて具体化を図っている。</p> <p>中長期計画の内容は学内報による発信や学内説明会の開催などを通じて教職員へ周知するとともに、年度毎に各部門の事業計画を策定する際に中長期目標に対応した到達度の確認を行っている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則1-1を遵守している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則2-1、2-2の通り、公共性を確保している。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>学園全体の中長期計画「R2030チャレンジ・デザイン」における目指すべき人間像を「チャレンジ精神に満ちた人間」「社会の変化に対応し、自ら考え、行動する人間」「グローバル・シチズンシップを備えた人間」と設定している。毎年度の事業計画においては、法人や各設置学校の目標・施策等を設定し、学内教職員と共有したうえで推進するとともに、特徴的な取り組みはメディア等を通じて学生および社会に発信している。また、中長期計画に対応した組織整備、施設設備整備および財政運営等の方針を策定し、経営資源の適切な配分に取り組んでいる。その他、自己点検・評価による学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針の実質化等を含め、内部質保証システムによる教育研究活動の継続的な改善を通じて人材育成に取り組んでいる。</p> <p>また、社会人が学ぶためのプラットフォーム構築や留学生の受け入れ、派遣を通じて、多様な学習者が相互に学ぶ環境を整備し、中長期計画に示した人間像の育成に取り組んでいる。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則2-1を遵守している。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>社会連携や地域連携を推進する事務組織を設置し、市民向けの公開講座、ボランティア活動等を含めた地域連携・社会連携活動に取り組んでいる。またキャンパス所在地を中心とした地方公共団体との各種協定の締結や教育・研究面における企業との協力体制の構築等、社会課題の解決に向けた教育研究による成果の創出に取り組んでいる。</p> <p>これらの取り組みは、関連部署で集約し会議等で共有するとともに、事業報告書やホームページでの公開等により、さらなる社会・地域貢献活動の発展を促している。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則 2 - 2 を遵守している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則3-1、3-2、3-3の通り、信頼性・透明性を確保している。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>監事監査規程に基づき、監事監査計画および監査報告書を毎年度作成のうえ、理事会・評議員会へ報告を行っている。常勤監事の選任を行っているほか、監事の業務支援を行う事務体制を構築しており、監事には機関会議への出席や意見陳述、日常的な情報収集を可能としている。複数名（3名）の監事体制により、監査期間中に監事の交代が生じないように留意を行う等、監事機能の実質化等を通じて、法令遵守を含むガバナンスを担保し、常に教育研究活動を通じ社会に貢献する意識を高めている。</p> <p>また、期中と決算時に監事監査を実施するとともに、常任理事会や事業計画委員会など主要な機関会議への出席と意見表明を通じて定期的、日常的な監事機能の発揮を行っている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則3-1を遵守している。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>コンプライアンス推進規程および役員等倫理規程の制定や研修等の実施により、理事および教職員の法令等遵守に取り組んでいる。また、業務監査室の設置や内部監査規程の制定により、内部統制の体制を整備している。その他、法令等に関する事項が含まれる意思決定や業務執行においては、学内の法務コンプライアンス室や学外の弁護士・会計士等に適宜意見を聴取しながら進めている。</p> <p>監事監査、公認会計士監査、内部監査という3種類の監査により、業務執行や各種制度の運用状況の妥当性、適正性のほか、会計基準への適合、予算の適正執行などのモニタリングを徹底している。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則 3 - 2 を遵守している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>情報公開規程を制定し、公開基準や対象等を定めたうえで、事業報告書、認証評価結果および財務情報等を含め、適時に適切な情報公開を行う体制を整備している。</p> <p>また、事業報告書や「立命館の財政運営の考え方」等の公開において、用語の解説や図・グラフ等を用いてステークホルダーの各種情報に関する理解促進に取り組むとともに、情報公開の一部は英語でも行っている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則 3 - 3 を遵守している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則4-1、4-2の通り。継続性を確保している。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>寄附行為および同施行細則に、理事、常務理事、学長等の職務分掌や選解任の要件等を定めており、その権限と責任を明確化している。</p> <p>中長期計画や事業計画等の策定時には、課題に応じて担当する責任者（理事等）を定め、政策の検討・策定を行っている。理事、評議員および監事は学外者を含めて選出しているほか、寄附行為に基づく評議員会へ諮問等を行い、機関内および機関間の牽制が適切に機能する仕組みを構築している。</p> <p>教職員が規程類や法人・設置学校等での決定事項、各種マニュアル等をオンライン上で参照するための「教職員ポータル」を整備するとともに、機関会議の審議資料をポータルを通じて提供することで、教職員が学校法人経営に当事者意識を持って参画する環境作りを行っている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則4-1を遵守している。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政運営基本方針において、事業展開および法人運営の継続性を担保するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に取り組むこととしている。寄附募集については、その重要性に対する理事長をはじめとする理事等の深い認識のもと、寄附募集を行う組織を設置し、法人内外とのネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>また、研究活動・産学官連携を推進する組織を設置して、補助金等を含む外部資金の拡大等を通じた財政基盤の強化をはかっている。危機管理体制については、リスクマネジメント規程、リスクマネジメント基本要綱、BCP等を定め、未然に防止するシステムや体制を整備し、危機発生時における各種対応を学生・教職員に周知する等、事業活動の継続性確保による経営基盤の強化に努めている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則 4 - 2 を遵守している。</p>

2. 追加事項

特になし。